

# 断らない相談の実現に向けて (生活困窮者自立支援と 総合相談支援体制づくり) 【岡山市】

岡山市保健福祉局保健福祉部  
保健福祉企画総務課  
松岡 克朗

# 岡山市の概要

- 平成21年4月1日、全国で18番目の政令指定都市に移行。
- 中国地方で広島市に次ぐ2番目の都市
- 人口：71万人（政令市19位/20市）
- 市域面積：789.92km<sup>2</sup>（政令市6位。東京23区の1.3倍、大阪市の3.5倍）

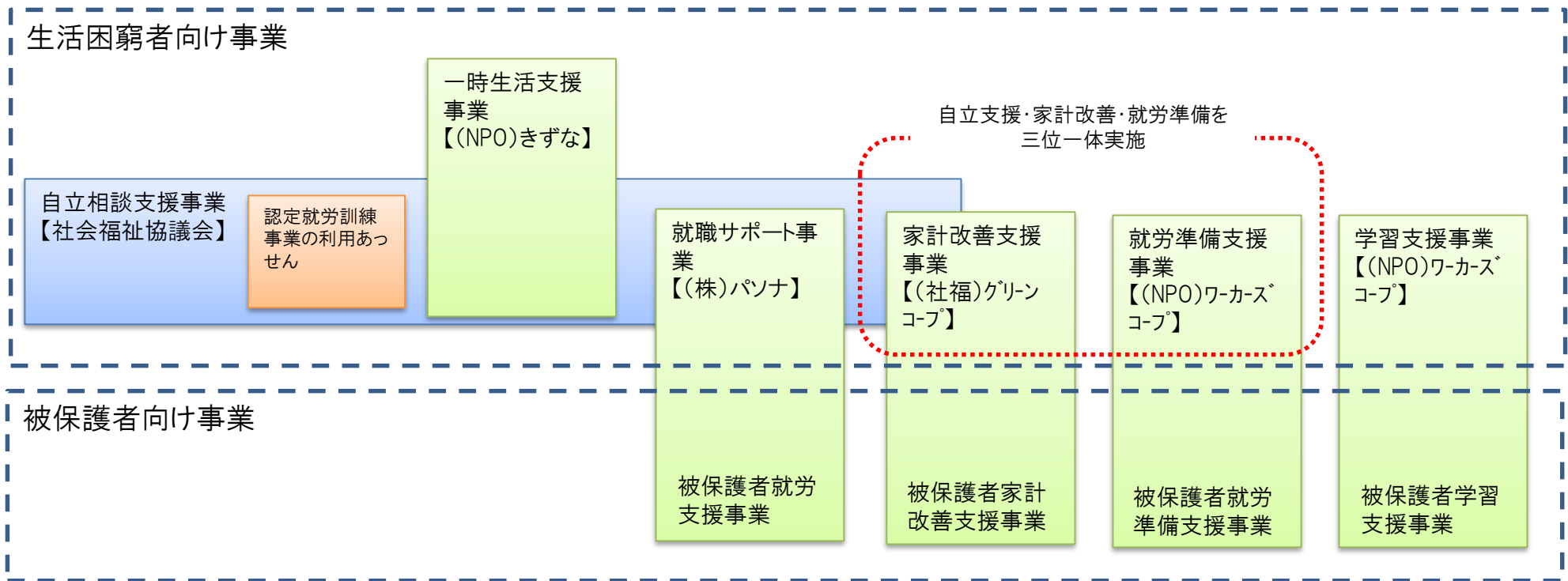


住民基本台帳人口  
(平成30年11月末現在)

	岡山市計
人口	709,346
世帯数	327,500
65歳以上人口	183,052
高齢化率	25.81%

# 岡山市生活困窮者自立支援事業の全体像と特徴

全体像



特徴

## 1. 各事業を専門性の高い団体に委託

一時生活支援：ホームレス支援のNPO

家計改善支援：全国的に支援実績豊富な社会福祉法人

就職サポート：民間の人材派遣会社

就労準備・学習支援：全国的に支援実績豊富なNPO

## 2. 自立相談支援事業を部分的に他団体に委託

自立相談支援の一部を一時生活支援事業受託者に委託

就労支援の一部を民間の人材派遣会社に委託

家計改善支援受託者の席を自立相談支援機関内に設ける

## 3. 被保護者事業と一体的に実施

被保護者事業が存在する事業は、全て一体的に実施

## H25年度

- ・「生活困窮者自立支援法」の成立が見込まれる中、11月からモデル事業を開始。

## H27年度

- ・法施行に伴い、任意事業の就労準備支援事業を実施。
- ・生活保護受給者と生活困窮者を切れ目なく支援できるよう、それぞれの事業を一体的に実施。

## H30年度

- ・自立相談支援の強化を図るため、家計相談支援及び就労支援を専門性の高い団体に委託。

# 【参考】生活困窮者自立支援事業と受託者特徴

事業名	事業概要	事業受託者	受託者特徴
自立相談支援事業	生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、一人ひとりの状況に応じて自立に向けた支援を行う。	社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会	地域に根差した福祉活動を行っている。
一時生活支援事業	住居喪失者に一定期間衣食住を提供し、就労等安定した生活に向けて支援を行う。	特定非営利活動法人 岡山・ホームレス支援きずな	ホームレス支援に特化した団体。自主事業として、炊き出し・市内巡回や夜回り・生活相談等を行っている。
就職サポート事業	自立相談支援機関の求人開拓・定着支援等を強化し、就労支援をより広く実施する。	株式会社 パナ岡山	労働者派遣、職業紹介、人材育成等を扱う民間企業。就労支援に関して、高い専門性と豊富な経験を持っている。
家計改善支援事業	家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行う。	社会福祉法人 グリーンコープ	はやくから多重債務者生活再生事業を開始。この事業が生活困窮者家計改善支援のモデルとなっている。
就労準備支援事業	就労に向け、日常生活・社会生活・就労自立のための基礎能力の形成支援を行う。	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	生活保護受給者及び生活困窮者の自立就労支援事業を多くの自治体から受託した経験を持つ団体。地域若者サポートステーションの受託経験もある。
学習支援事業	生活保護受給世帯等の中学生及び高校生世代に対する学習支援、相談・助言、居場所の提供を行う。	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	「子ども・地域食堂」の取り組みを各地で行っている団体。学習支援事業を多くの自治体から受託した経験を持つ。

# 生活困窮者自立支援を行う中で見えてきた課題

- NPO、企業等の強みを活かした事業展開を実施する一方、**庁内や相談機関との連携が不十分**  
⇒実際にケース検討を行う支援調整会議において、**精神疾患が疑われるケースにも関わらず、医療機関や保健センターが会議に出席していない**、というケースがあった。
- 一方、保健センターにおいては、住まい、権利擁護などの**福祉的な課題についての対応に苦慮**。
- また、同一世帯の親子に対して、親への支援を寄り添いサポートセンターが行い、子どもへの支援をこども総合相談所がそれぞれ行っていたが、**情報が共有されないまま数年間それぞれが支援していた**、というケースもあった。



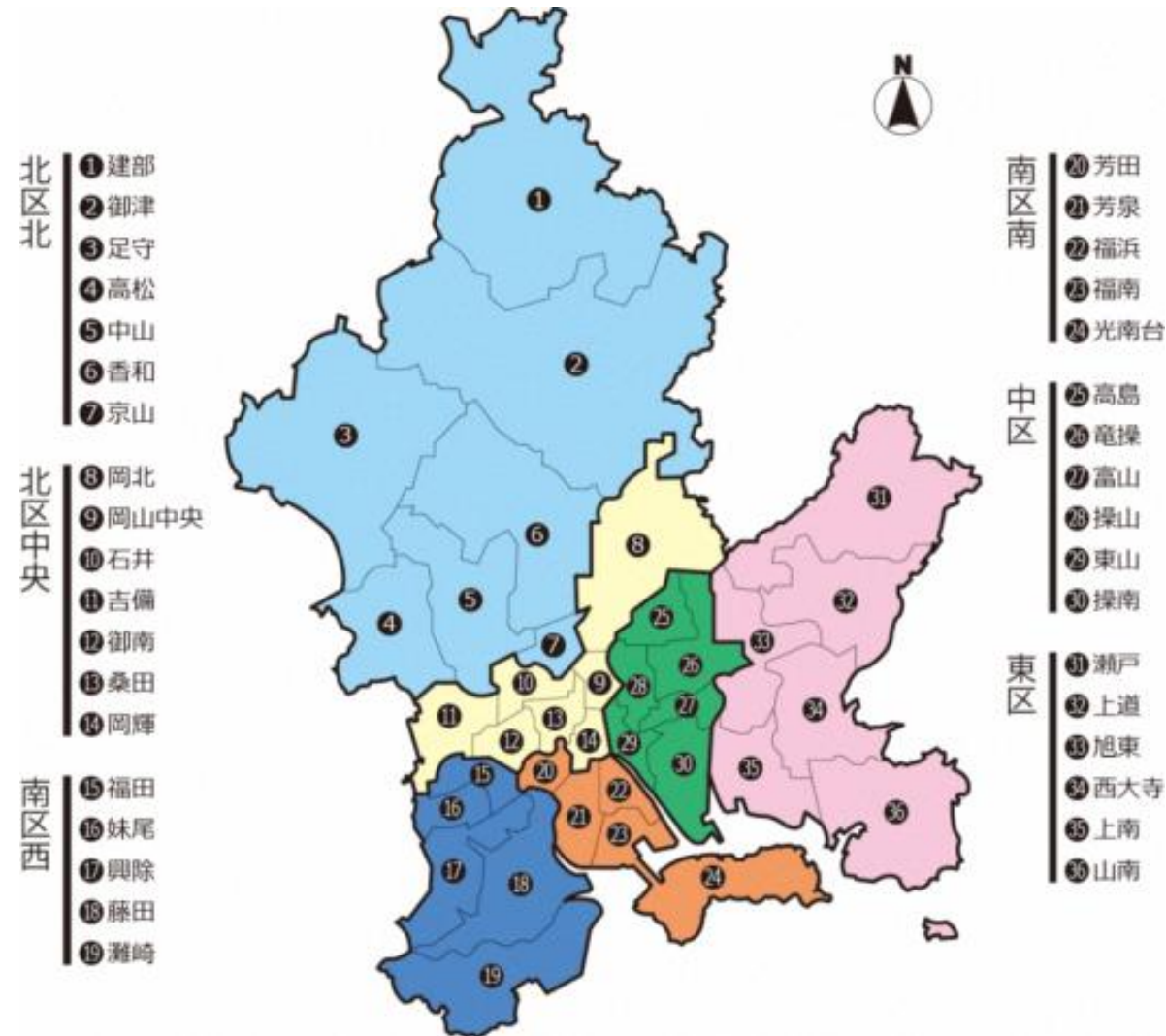
多機関の協働が不十分



総合相談支援体制づくりに着手（H29年度～）

# 岡山市の窓口・相談機関について

- 相談機関は各制度の圏域や各自治体の状況に応じて設置している。
- 岡山市では福社区を定め、福社区毎に保健センター、福祉事務所、地域包括支援センターなどの相談機関を設置している。



○行政区：4区  
⇒区役所

○福社区：6区  
⇒保健センター、福祉事務所、  
地域包括支援センター

○中学校区：36区  
⇒一部地域包括支援センター  
を設置（10カ所）

○小学校区：96区

# 主な相談機関

項目	名称・設置数	主な業務内容
福祉全般	福祉事務所(6ヶ所)	生活保護、児童・ひとり親家庭・寡婦・高齢者・身体障害者・知的障害者福祉に関する相談・援護、介護保険の認定・サービス利用に関する相談、後期高齢者医療保険、各福祉医療制度申請の受付など
保健医療福祉全般	保健福祉ネットワーク総合相談窓口(1ヶ所)	保健・医療・福祉に関する総合的な相談窓口
保健医療福祉介護	地域ケア総合推進センター(1ヶ所)	保健・医療・福祉介護サービスの総合的な相談・情報提供窓口、在宅医療・介護の推進、地域包括支援センターの活動支援・認知症ケアの推進
保健・健康全般	保健所(1ヶ所) 保健センター(6ヶ所)	母子保健・健康増進・精神保健、難病、栄養、歯科保健、結核等感染症対策等に関する相談・支援など
精神保健福祉	こころの健康センター(1ヶ所)	精神保健福祉に関する相談、ひきこもり支援、精神障害者地域移行・地域定着支援、依存症対策、自殺対策、児童・思春期精神保健対策など
高齢者	地域包括支援センター(6ヶ所) 分室(10ヶ所)	介護サービス、介護予防・健康づくりの相談・支援、高齢者福祉、医療相談、要支援者等のケアプラン作成、高齢者の権利擁護、保健・福祉・医療・介護などの関係者とのネットワークづくりなど
生活困窮者	寄り添いサポートセンター(1ヶ所) サテライト(2ヶ所)	就労支援、家計相談、住居確保給付金、無料職業紹介、各種貸付制度のご案内など
子ども	地域こども相談センター(6ヶ所) こども総合相談所(1ヶ所)	子育て・親子関係の不安・悩み・心配、子どもの不登校、家庭内暴力、子どもの虐待などの相談・支援など
発達障害	発達障害者支援センター(1ヶ所)	発達障害の日常生活に関わる相談、発達支援、就労支援、関係機関への支援、普及啓発・研修など
市民生活全般	区役所(4ヶ所) 支所(4ヶ所) 地域センター(13ヶ所)	市民窓口サービス、地域振興、保健・福祉・環境の相談、申請受付、交付、土木・農林業務に関する相談(地域センターは取り次ぎ)など



# 岡山市の総合相談支援体制づくりについて

## 圏域

- 岡山市では中学校区、福社区など様々な圏域がある中で各相談機関が点在
- 各相談機関は圏域をベースに支援を実施している。  
⇒制度によって圏域が異なる中、ワンストップ窓口を作ることは困難

## 専門性

- 各相談機関は制度をベースとした専門性で支援を実施  
⇒専門性をタテに専門外は手をつけず、押しつけ合い、たらいまわしが発生する
- 利用者目線ではない局所的なアセスメントが起きる  
⇒相談機関は自分たちの所管のサービスのみを利用者に提案することから、複数の相談機関が関わる場合、利用者が何を優先すべきか判断できない、といったことが起きる。

考え方

## 岡山市の特徴（強み）

- H27年度から在宅医療・介護連携拠点として地域ケア総合推進センターを設置（介護保険地域支援事業）
- センターでは医療機関からの退院調整の相談を受け、地域の在宅医療提供体制や福祉的課題等により退院が困難なケースについて在宅移行を支援。  
（医療機関からは身寄りがない、保険料が未納でサービスが受けれない、などで在宅に移行できないケースがある。）  
⇒医療機関からの総合相談窓口として位置づけ

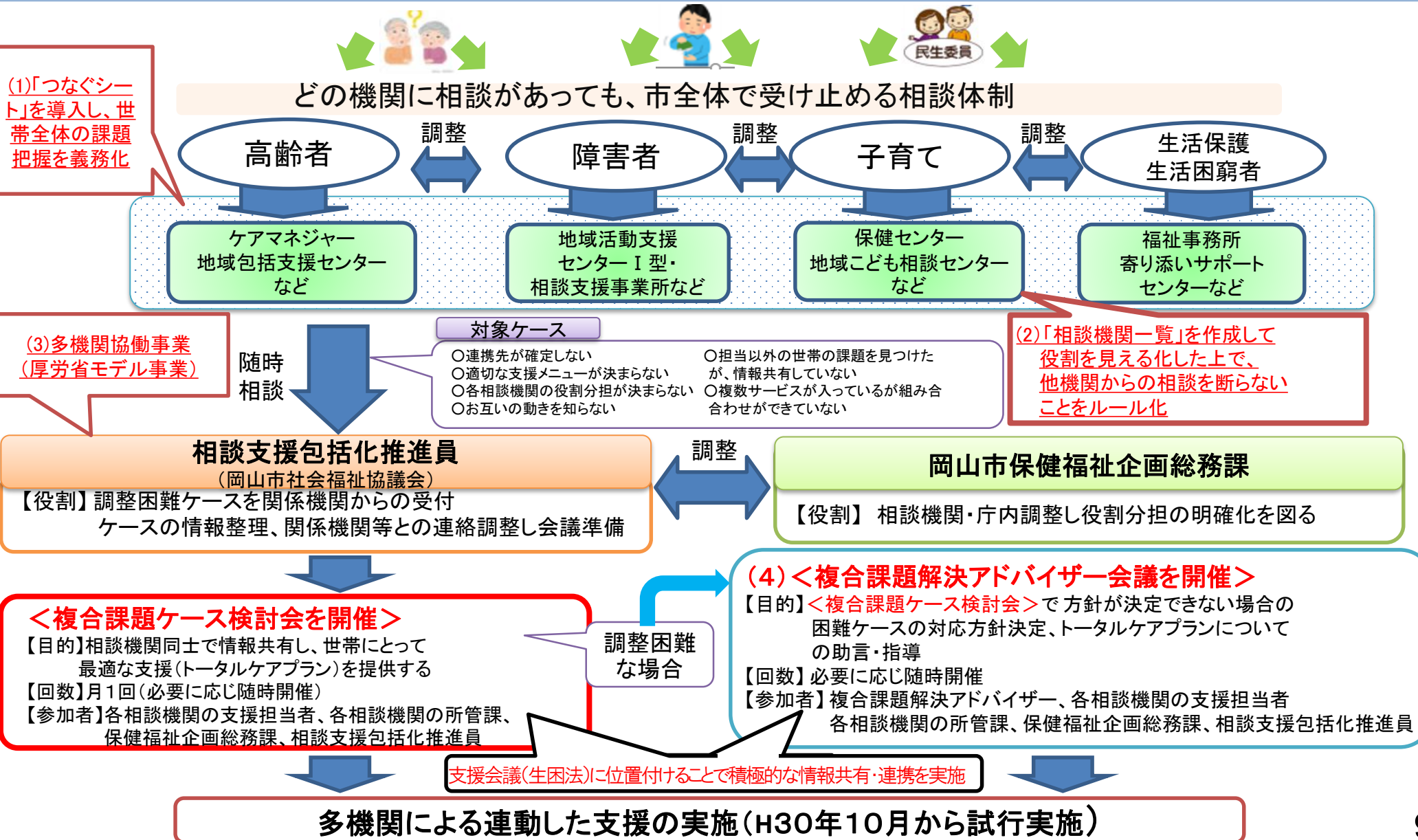
## 方向性

ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を作る。

**どの相談機関に市民が相談しても、保健・福祉が連動したサービスを漏れなく提供する体制づくりを推進**

# 断らない相談の実現にむけて(岡山市総合相談体制づくり) ※厚労省モデル事業

- ・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。



# 複合課題解決に向けての課題と対応

## 課題

## 対応策

(1) 各相談機関において世帯全体の課題把握が不十分

世帯全体の課題を漏れなく把握するため、**「つなぐシート（複合課題チェックシート）」を導入し、世帯全体の課題把握を義務化**

(2) 課題を把握したとしてもつなぎ先として適切な相談機関がわからない

**「相談機関一覧」を作成して役割を見える化する**するとともに、**他の相談機関からの相談を断らないことをルール化**

(3) 連携先が確定しない  
適切な支援メニューが決まらない  
相談機関の役割分担が決まらない

**相談支援包括化推進員を配置**し、ケースの情報整理、関係機関との連絡調整などを実施  
局主管課である**保健福祉企画総務課が役割分担を明確化**

(4) 世帯にとっての最適な解決策がわからない

各分野に精通した者が一堂に会する  
**「複合課題解決アドバイザー会議」を設置**

# (1) つなぐシート(複合課題チェックシート)

(表)

(裏)

つなぐシート ver.2018.10.1

受付日	年 月 日	受付機関	(受付者: )
-----	-------	------	---------

■基本情報

相 談 者			
ふりがな	性別	□男性 □女性 □ ( )	
氏名	生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 ( 歳)	
住所	〒 ー 岡山市 区		
電話	自宅 ( ) -	携帯	( ) -

■お困りごとの内容	■世帯構成																												
ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。	世帯人数( )名																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">病気・医療のこと</td> <td style="width: 50%;">こころの問題(メンタルヘルス)</td> </tr> <tr> <td>介護のこと</td> <td>障害のこと</td> </tr> <tr> <td>子育てのこと</td> <td>収入・仕事のこと</td> </tr> <tr> <td>支出・滞納・借金</td> <td>住まいのこと</td> </tr> <tr> <td>DV・虐待のこと</td> <td>権利擁護(後見制度など)</td> </tr> <tr> <td>健康のこと</td> <td>その他(下欄へ詳細記入)</td> </tr> </table>	病気・医療のこと	こころの問題(メンタルヘルス)	介護のこと	障害のこと	子育てのこと	収入・仕事のこと	支出・滞納・借金	住まいのこと	DV・虐待のこと	権利擁護(後見制度など)	健康のこと	その他(下欄へ詳細記入)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>氏名</th> <th>年齢</th> <th>続柄</th> <th>備考</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	氏名	年齢	続柄	備考												
病気・医療のこと	こころの問題(メンタルヘルス)																												
介護のこと	障害のこと																												
子育てのこと	収入・仕事のこと																												
支出・滞納・借金	住まいのこと																												
DV・虐待のこと	権利擁護(後見制度など)																												
健康のこと	その他(下欄へ詳細記入)																												
氏名	年齢	続柄	備考																										

ご相談されたいことや、配慮を希望されることを具体的に記入ください。

■紹介先

機関名	相談内容(紹介する理由)
	←
	←
	←

■円滑な相談支援につなぐため、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

年 月 日 本人署名

**【ポイント①】**  
世帯全体の課題を漏れなく把握するため、困りごとの有無をチェックする欄を設ける

※相談機関既存のシートでアセスメントが完了している場合は、このシート面の記入は不要ですが、代わりにその写しを添付してください。

世帯の生活状況	※家族関係図(ジェノグラム)

既に支援に入っている機関(把握可能な範囲で記入)	
機関名	支援内容

特記事項

**【ポイント②】**  
異なる相談機関との情報共有をスムーズに行うため、本人署名(同意)欄を設ける  
※同意がなくとも、ケース検討会・アドバイザー会議を生活困窮者自立支援法の「支援会議」に位置付けることで積極的な情報共有を実施



# (5) 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置①

平成30年10月1日  
施行

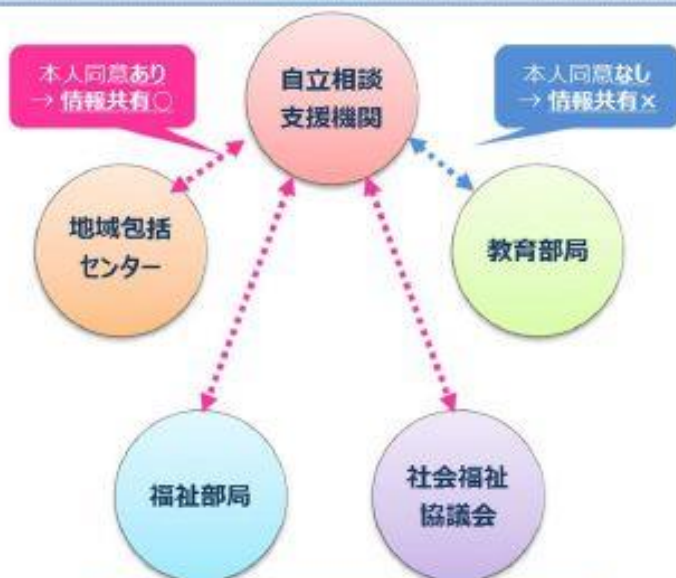
- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。**
- このため、改正法では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを新設した。**

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。**

## 現行制度における課題

### ○ 支援における情報共有は**本人同意が原則**

- ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
- ・ 同一世帯の様々な人が別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているがそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケース等の中には、**世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケースがある。**



各法における守秘義務

## 支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う

### ○ 守秘義務の設定

- ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**



支援会議における守秘義務

## 複合課題ケース検討会に関する確認事項

### 〈 会議目的 〉

○各機関でアセスメントした情報を整理します。

- ・個人の抱える課題、世帯全体の課題、生活状況、経済状況
- ・周囲の環境の影響や、地域との関係性
- ・当事者の思い、ストレングス
- ・支援者の思い、アプローチ方法
- ・社会資源の有無

など

○アセスメントした情報を関係者で共有し、支援の方向性、優先順位、役割分担を明確にします。

※支援に必要と思われる情報の提供や円滑な支援実施への協力は、**努力義務**とされており、各機関は支援に協力するよう努めなければなりません。  
(生活困窮者自立支援法第9条第4項)

○各機関の役割を理解しつつ、建設的な意見を出し合い、できない理由を言い合うのではなく、「**どうやったら出来るのか**」を一緒に考えていくことが大切です。

### 〈会議の位置づけ〉

○複合課題ケース検討会は、「多機関協働事業要綱」及び生活困窮者自立支援法第9条に基づき制定された「岡山市生活困窮者等支援会議設置要綱」に基づく支援会議です。

※個人情報の取り扱いについては、**会議構成メンバーに守秘義務が課せられます**。正当な理由なく情報を漏らした場合、刑罰の対象になりますので、取り扱いには十分にご注意ください(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)。(生活困窮者自立支援法第9条第5項、第28条)

※**相談支援包括化推進員**は、会議の事務局としての機能を担います。ケースに関する情報集約や会議日程の調整を行い、初回の会議開催以降については、必要に応じて相談機関のバックアップを行います。

会議招集時及び  
会議冒頭で説明

## 岡山市生活困窮者等支援会議設置要綱

### (設置)

第1条 生活困窮者等に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、岡山市生活困窮者等支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

### (組織)

第3条 支援会議は、関係機関に属する者その他市長が必要と認める者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

### (支援会議の開催)

第4条 支援会議は、支援会議の所管課長が構成員を選定して招集する。

2 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

### (意見の聴取等)

第5条 支援会議の所管課長は、第2条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者等に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

### (守秘義務)

第6条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### (庶務)

第7条 支援会議の庶務は、支援会議の所管課長が指定したものが処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議の所管課長が支援会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



# (2) 相談機関一覧

## 相談機関一覧

ver.2018.11.1

相談項目	No.	相談内容	機関名	担当者名		所在地	電話番号 (086)	内線	受付時間
				主	副				
病気・医療について	★ 1	在宅医療に関すること(かかりつけ医の紹介、主に医療関係者からの相談)	地域ケア総合推進センター	石原	高木(洋)	北区北長瀬表町三丁目20-1	242-3170	-	平日 8:30~17:15 (詳細別紙)
	2	医療に関する苦情、心配事の相談	保健所保健課医務係	敷田	-	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1254	5217	平日 8:30~17:15
	3	予防接種、感染症予防、エイズに関する相談	保健所保健課感染症対策係	山本	-	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1262	5246	平日 8:30~17:15
	4	難病に関する医療受給者証の申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	富岡	那須	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
	未熟児(特別)			富岡	那須	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
こころの問題(メンタルヘルス)について	★ 6			<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	7	精神科		作野	木本	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	5443、5444	平日 9:00~16:00
介護について	★ 8	高齢者(特別)		<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:00
	9	介護保険の申請	各福祉事務所	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	10	介護保険サービスの利用に関すること	介護保険課	金安	小橋	北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1240 803-1241	5782	平日 8:30~17:15
障害について	★ 11	障害福祉サービスの利用に関する相談、障害者の創作活動や生産活動に関する相談	地域活動支援センター I 型	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	<別紙>
	12	知的障害に係る		<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	13	身体障害		山本	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1248	5421	平日 8:30~17:15
	14	知的障害に係る専門		原	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1247	5424	平日 8:30~17:15
	15	精神障害者保健福祉サービスの障害福祉サービスの申請に関する相談		<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	16	精神障害者の日常生活		吉田	稲山	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1267	5244	平日 8:30~17:15
	17	難病患者の日常生活用具給付・障害福祉サービスの申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	富岡	那須	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
	18	精神保健福祉に関する相談のうち、複雑又は困難なもの	こころの健康センター	作野	木本	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	5443、5444	平日 9:00~16:00
19	発達障害に関する相談	発達障害者支援センター	金谷	佐々木	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	5443、5444	平日 9:00~16:00	

**【ポイント①】**  
分野ごとに相談機関を整理し、役割を見える化

**【ポイント②】**  
各分野において、つなぎ先が判断できない場合の相談窓口を★印で明確化

**【ポイント③】**  
相談者を適切な相談機関に確実につなげるため、各相談機関の担当者名を明記

## (3)岡山市多機関協働事業について

- 実施時期 平成30年4月～（10月までは仕組みを内部で検討）
- 実施方法 社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会へ委託
- 実施体制 相談支援包括化推進員 2名  
（1名：社会福祉士兼ケアマネ兼精神保健福祉士 1名：社会福祉主事）

### 相談支援包括化推進員の役割

1. 各相談機関から得られる情報を整理し、世帯全体の課題を見える化
2. 複合課題ケース検討会、アドバイザー会議の準備と開催（相談機関との連絡調整やトータルケアプランなどの資料作成など）
3. 適切な支援が導入されるまでモニタリングを行い、進捗管理

### ポイント

- 市民からの直接の相談は受けず、相談機関からの相談を受け付ける
- 個別ケースを直接支援するのではなく、相談機関を後方支援する位置づけ
- 相談機関の役割分担が決まるまでは主体的に動くが、決まった後は相談機関がそれぞれケース管理を実施
- 役割分担は主管課である保健福祉企画総務課が最終的に決定



## (4) 複合課題解決アドバイザー

- 各分野における相談機関の長（センター長、会長など）を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- 複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針の決定や、世帯のトータルケアプランについての助言・指導を行う役割を担う。

分野	所属	職	備考
医療	岡山市保健所	所長	医師
	岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課 地域ケア総合推進センター	所長	保健師
高齢者福祉	岡山市地域包括支援センター	総センター長	保健師
障害福祉	岡山市障害者自立支援協議会	会長	社会福祉士、(社福)岡山市手をつなぐ育成会 統括施設長
	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	部長	元こども総合相談所長
保健	岡山市保健福祉局保健福祉部	保健政策担当部長	保健師
精神保健	岡山市保健福祉局保健所健康づくり課	精神保健担当課長	保健師
福祉サービス・生活保護	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	参事（北区中央福祉事務所長）	
児童福祉	岡山っ子育成局子育て支援部 こども総合相談所	所長	
	岡山っ子育成局子育て支援部 こども福祉課	こども家庭支援係長	保健師
	岡山市発達障害者支援センター	所長	保健師
生活困窮	岡山市社会福祉協議会生活支援・総合相談課 寄り添いサポートセンター担当室	室長	社会福祉士

# トータルケアプラン(案)

## 複合課題トータルケアプラン(世帯の週間予定表)

氏名(世帯主名) \_\_\_\_\_

H

様

2019年4月5日作成

		月	火	水	木	金	土	日	備考
深夜	4:00								
早朝	6:00								
午前	8:00								
	10:00	A型就労(母) A型就労(母の妹)	A型就労(母) A型就労(母の妹)	PT訪問リハ(母) 訪問看護(母)	A型就労(母の妹) A型就労(母) A型就労(母の妹)	A型就労(母) A型就労(母の妹)			* PT訪問リハ(母) ADL維持のための筋力向上を 主としたリハビリ
午後	12:00						外食・買い物(母)		* 訪問看護(母) 入浴介助
	14:00								
	16:00				ST訪問リハ(母)				* ST訪問リハ(母)
夜間	18:00		ヘルパー(母)					ヘルパー(母)	構音障害・嚥下機能改善の ためのリハビリ
	20:00								* ヘルパー
深夜	22:00								食事づくり、掃除
	0:00								
	2:00								
	4:00								

週単位以外の  
サービス

- \* 母
  - 〇 居宅介護支援事業所(担当ケアマネ、毎月末に1回訪問)
  - 福祉用具(レンタル): 自費ベッド、歩行器、杖
  - 〇 病院(神経内科): 月1回通院(第1火曜日午前中)
- \* 母、二男
  - 〇 中学校、地域子ども相談センター: 月1回訪問(第1週目で調整)
  - 保健センター: 2カ月に1回訪問(第2週目で調整)
- \* 母、長男、二男
  - こころの健康センター: 2カ月に1回訪問(第2週目で調整)
- \* 世帯全体
  - 民生委員(兼主任児童委員): 2カ月に1回程度訪問(17時頃)

# 事業に実行力を持たせるためのプロセス

○平成30年  
3月～

- 事業を推進する裏付けとして岡山市地域共生社会推進計画(地域福祉計画)を策定。計画では実行性を持たせるための工程表を記載。
- 保健福祉局長・次長から、局を挙げて総合相談体制づくりを推進するよう局内幹部に指示。

総合相談体制づくりを全庁的に推進する体制を構築

○平成30年  
4月～

- 関係各課の若手職員及び相談支援包括化推進員によるワーキンググループ(WG)を設置。

○平成30年  
4月～9月

- WGで、相談支援包括化推進員の具体的な動き方や、相談機関の連動ルールについて議論。  
(開催頻度:週1回または2週間に1回)
- WGメンバーは、議論した内容を各課長に報告し、課の合意を得る。

関係課の合意を得ながら議論を進めることで、実行力を持たせる

○平成30年  
10月～

- 具体のケースについて運用を開始
- WGメンバーは、具体のケース検討会に所管課として出席し、相談機関をバックアップ。

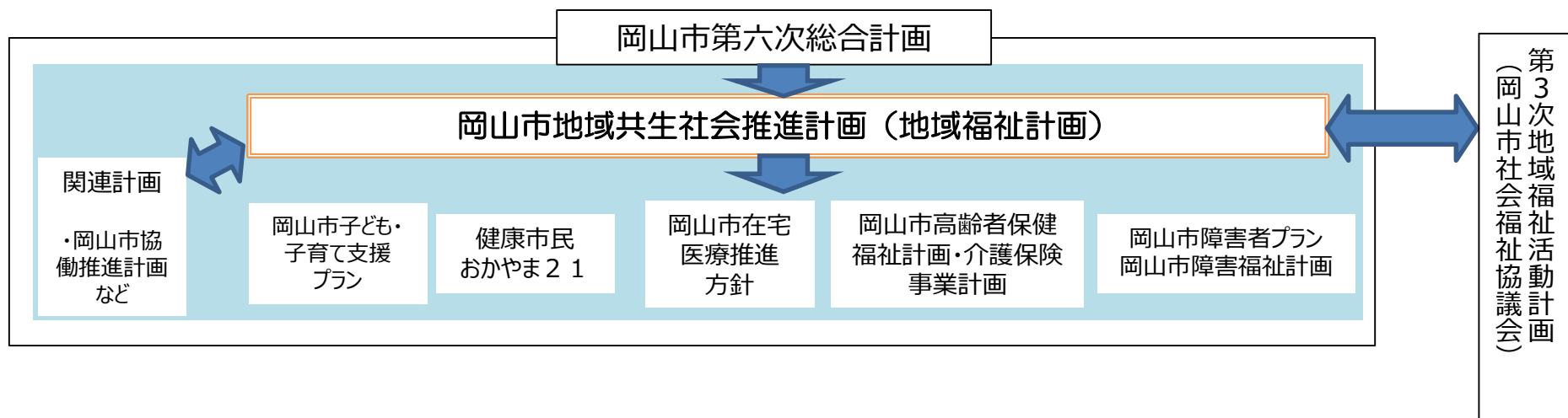
所管課が積極的に関わることで、相談機関同士の調整をスムーズにし、困難事例を解決に導く

○平成30年3月策定

○計画期間：平成30年度～平成32年度（3年間）

○各福祉分野計画の上位計画として位置づけ

1. 法定根拠：社会福祉法第107条（**社会福祉法改正により、努力義務化**）
2. 岡山市における計画上の位置付け：第六次総合計画を上位計画とし、各福祉分野計画の上位計画として位置づけ



# 地域共生社会推進計画

基本理念：誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち

## 1. 全分野で実行力のある地域包括ケアシステムを構築する

- 在宅医療など必要なサービスの調整や相談などを行う中核機関の明確化と関係機関の役割分担のルール化
- 医療機関などの在宅医療への新たな参入促進
- 診療所が少ない地域や医師の高齢化が進む地域などの地域医療提供体制の構築 など

## 2. 市の関係課・相談機関の相互連動により支援までの流れをつくる（総合相談支援体制づくり）

- 個人や世帯が抱える複雑・複合的な課題に対応するため、相談支援包括化推進員を配置
- 医療と暮らし（福祉）と就労など課題に対応した支援を実施 など

## 3. 誰もが生涯現役で活躍できる社会をつくる

- 企業との丁寧なマッチングや就業先の開拓などを1人ひとりの状況に応じた就労・社会参加を促進
- 子育てしているひとり親家庭などが就労できるよう企業の働き方改革を支援 など

## 4. 地域が動きやすい仕組みをつくる

- 地域づくりに関わる市の関係課や関係機関による組織横断的な体制作り
- 相互が連動しながら支え合いの地域づくりを推進

## 5. 社会福祉法人やNPO法人、民間企業などの多様な主体の地域づくりへの参画を促進する

- 社会福祉法人の主体的な地域貢献事業を促進
- 医療・介護・福祉の専門職や企業などの地域づくりへの積極的な参画を促進し、新たなサービス創出を支援
- クラウドファンディングやSIB（ソーシャルインパクトボンド）、地域ファンドなど新たな財源を確保 など

# 岡山市地域共生社会推進計画(H30~32年度)

## 問題意識

## 岡山市の現状と課題

## 施策

### 1. 全分野での地域包括ケア

- 複合課題解決にあたっては「医療」の視点が必要であり、医療と福祉の連動を進める地域包括ケアを進めるべきではないか。  
(例: 認知症、医療的ケア児)

- 医療機関では身寄りがない、保険料が未納でサービスが受けれない、などの福祉的課題で退院調整に苦慮し、在宅に移行できないケースがある。
- 在宅医療は往診専門医や特定の医師に集中している

- 「地域ケア総合推進センター」において、地域在宅医療提供体制や福祉的課題等により退院が困難なケースについて在宅移行を支援
- 地域で病院・診療所等で構成するワーキンググループを立ち上げ、在宅医療提供体制の負担を軽減するバックアップ体制について基本ルールを策定

### 2. 総合相談体制づくり

- 複合課題を抱える世帯の顕在化により、一つの相談機関では解決が困難な状況だが、相談機関が連動する明確なルールがないのではないか。

- 「現場任せ」による相談機関同士の押しつけ合い、たらい回しの発生
- 複合課題を把握する意識が相談機関・担当によってまちまちであるため、課題を見過ごしている可能性がある

- 複合課題の把握・解決までの流れをルール化
- 相談支援包括化推進員による相談機関への後方支援体制の整備

### 3. 生涯現役社会づくり

- 就労は生活の基盤であるが、一人ひとりの抱える課題に応じた就労支援は不十分ではないか。

- 生涯現役応援センターを設置しているが、高齢者の就労ニーズに対して7割が活動に結びついていない。
- 企業の高齢者、障害者への採用意欲は低調(採用意欲が「低い」または「非常に低い」⇒65~75歳:75%、障害者:68%(H30岡山市アンケート))

- 高齢者やがん・難病患者など多様な人材に対して一人ひとりの状態に応じた丁寧なマッチングを実施
- 企業への働きかけを行い、業務の切り分け、多様な就労形態の創設などを促進

### 4. 地域づくり

- SOSを発することが出来ない人を支援に繋げるには地域での見守りや居場所などが必要ではないか。

- 民生委員からは「高齢者が増え、孤立者が多くなる中、民生委員だけの見守りは限界」との声がある。

- 介護保険の生活支援体制整備事業による地域づくりの推進

### 5. 多様な主体の地域づくり参画

- 地域課題解決活動に社会福祉法人や企業など新たな担い手の参画が必要ではないか。
- 社会保障費が膨らむ中、活動の継続にあたっては新たな財源が必要ではないか。

- 社会福祉法人からは「意欲はあるが、何をしたらいいか、どこから手をつけていけばいいかわからない」との声がある。
- 飲食店イベントなど若者も参加しているまちづくり活動と、地域福祉活動団体と交流する機会がない。
- 地域づくりに関する新たな財源については検討できていない。

- 保健福祉局内にシンクタンク機能として関係課で構成する「地域課題解決支援チーム」を設置し、意欲ある社福に市から積極的な活動案を今後提示
- まちづくりに従事する団体と社福等のマッチングの場の提供
- クラウドファンディングサイトの検討

# 工程表(計画記載事項)

施策	項目	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2021(H33)年度以降	指標	
2 市の関係課・相談機関の相互連動により支援までの流れをつくる	総合的な相談支援体制づくり	相談支援包括化推進員の配置 【保健福祉企画総務課】					①複合課題が円滑に解決できたケース件数 【保健福祉企画総務課】  ②「関係機関との密な連携がとれている」と感じる相談機関の割合【保健福祉企画総務課】  ③解決に至らなかった複合課題ケースの検証件数【保健福祉企画総務課】
		相談機関一覧表の作成 【保健福祉企画総務課】					
		相談機関現状把握ヒアリングの実施 【保健福祉企画総務課】	総合的な相談支援体制の運用に向けた役割分担の見直し・連携ルールづくり 【保健福祉企画総務課】	・ケース検討を通じ、役割分担の見直し・連携ルールづくり 【保健福祉企画総務課】 ・地域住民が抱えるニーズや地域に不足する資源の把握を通じ、必要な制度改正や事業の実施 【保健福祉企画総務課】			
		複合課題ケース検討会準備 【保健福祉企画総務課】	複合課題ケース検討会開催【保健福祉企画総務課】 ・具体の事例の解決策の検討 ・各相談機関の具体的な連携方法の検討 ・地域住民が抱えるニーズの把握 ・地域に不足する資源の把握		ケース検討会での内容を反映		
各相談機関	各相談機関における研修会やケース検討会の実施【医療政策推進課、生活保護・自立支援課、地域包括ケア推進課、障害福祉課、福祉事務所、保健管理課、健康づくり課、こころの健康センター、こども福祉課、こども総合相談所、発達障害者支援センター】						
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用促進に向け、司法関係者など関係団体へのヒアリング 【福祉援護課】	関係団体と協議・検討 【福祉援護課】	成年後見制度の利用促進に向け、必要な施策を実施 【福祉援護課】				



# 断らない相談

- それぞれの相談機関、窓口が相談に来た市民が抱える課題を**漏れなく把握**する。  
⇒「**他に困り事はありませんか？**」と一言聞く。
- ※市民個人だけではなく、**世帯全体の課題把握が重要**
- 把握した課題に対して、担当機関を市民に案内し、担当機関には**相談内容を引き継ぐ**  
⇒担当機関へ**市民が相談に行くことを一言伝える**。(相談内容が明らかにわかる場合を除く)
- 制度をまたがる複合課題がある場合は関係機関が協力して動く。



# 職員が実践すること

- 市民からの相談を受けた場合、所管する分野の課題だけではなく、その他世帯全体の課題を聞き取ってください。  
(例) 「他に困り事はありませんか？」 (つなぐシートも活用しながら)
- 所管外の課題に気づいた場合は関係の相談機関に繋ぎ共に動いてください。  
上手く繋がらない場合など相談支援包括化推進員に連絡してください。
- 相談支援包括化推進員が複合課題の解決に向けて共に動き、調整します。



みなさん一人ひとりの「気づき」「繋ぎ」「行動」が市民やその家族の人生を劇的に変えることができます。

# 事業実績

## これまでの実績

	平成30年度実績	令和元年度実績 (R元.6.30現在)	〈総計〉
相談支援包括化推進員受付件数	47件	11件	58件
①取扱ケース	20件	8件	28件
つなぐシート活用件数	13件	4件	17件
つなぐシート活用なし件数	7件	4件	11件
②会議等開催	39回	9回	延べ48回
ケース会議開催回数	22回	4回	26回
情報共有会議開催回数	5回	1回	6回
ケース会議事前打ち合わせ	10回	3回	13回
アドバイザー会議	2回	1回	3回
③問い合わせ・相談のみ	24件	6件	30件

## 事業の効果

- 複合課題を抱える世帯が複数の相談機関と別々に話をする中でどうしたらよいか判断がつかず、サービスが導入できなかったケースについて、相談機関が連携して導入すべきサービスの優先順位を決めて支援方針を決定し、サービス導入につながった。
- 複数の相談機関が地域から相談を受けていたが、本人からのSOSが出ないため、どの相談機関も関わるができなかったケースについて複合課題解決アドバイザーの助言により、複数の相談機関と地域が連携して介入していく方針が決まり、支援への道筋が見えてきた。
- 地域活動支援センター I 型から、「民間の働きかけだけでは行政側に動いてもらうことが難しい」との意見があったが、この事業を活用することで相談機関が一同に集まり、生活保護担当者と事前に協議ができたことで、支援の検討がよりスムーズにできた。

# 今後の展開について

## 課題

### 制度の狭間の支援

- 制度の狭間を支援する団体の資金不足
- 制度の狭間で支援に繋がらないケースへの対応  
生活困窮者等は福祉サービスに繋げるための医療受診代や就職面接を行うためのスーツ代などの「ちょっとした費用」を工面できず、福祉サービスや就労に繋がっていないケースがある。

### 住まい確保

- 住まいを失った世帯の一時的な避難場所（シェルター）について、制度の狭間で対応できず苦慮しているケースがある。  
例：虐待認定されなかった障害者、隔離を拒否するDV被害者、ダルクを逃げ出した依存症患者など
- 要配慮者への**住まい提供が可能な業者は一部に留まっている。**

### 教育と福祉の連携

- 課題を抱える児童・生徒は背景に**家庭に課題を抱える場合も多く**、教育分野だけでは対応は困難。
- 岡山市では重度の医療的ケア児を通常学級で受入れているが、**医療・福祉との連携が不十分**

### 地域づくり

- 課題を抱える世帯の支援を行うにあたって**地域での見守り、通いの場等が重要**だが、地域では高齢化等により**活動の担い手不足**
- **参加者も特定の人に留まり、活動継続が課題。**

## 今後の展開

- 制度の狭間を支援する団体への福祉助成（橋本財団）  
（上限300万、H30年度約2800万助成（29件）※岡山県内）
- **生活再建・自立支援ファンドの創設（社協基金）**  
課題を抱えるケースを適切なサービスに繋げるため、**生活再建や自立に繋がる必要な手続きや支援に対し支出**

- シェルターの在り方について横断的な検討（関係課による**要配慮者住まい確保WGの設置**）
- **宅建協会、住まい関係NPOと連携した要配慮者を受け入れてくれる新たな不動産業者の開拓**

- **教育・福祉連携WGを設置し**、①家庭に課題を抱える児童・生徒への支援、②医療的ケア児への支援、について、**具体的な個別ケースを検討しながら、支援の在り方を検討**

- 環境やまちづくりなど**若者も参加している活動団体と地域活動を実施している団体等を一堂に会し、交流会を開催**
- 市主催で顔の見える関係づくりを進め、**異なる分野の団体が協働することで地域課題解決活動の発展・創出に繋げる。**  
（教育委員会・市民協働局・保健福祉局で連携して実施）

# 制度の狭間支援を行う団体への福祉助成金制度（（公財）橋本財団）

## 設立趣旨（理事長あいさつより抜粋）

- 社会福祉の向上は、大きくは国や自治体の公的支援をベースに推進されるべきものだが、一方でその公的支援の狭間で援助の手が行き届かない先があることも現実。
- こうした公的支援の狭間にあり、何らかの支援が必要な方に対し、個の自立を目指し、他の人々と同等に豊かに安心して暮らせるための一助となる活動を行ってきたい

事務局から岡山市に連絡あり

岡山市地域共生社会推進計画と当法人の理念は共通であり、福祉助成の在り方について相談させてもらいたい。

「地域共生社会の実現」を趣旨とした公的支援外の「制度の狭間」支援を行う団体への福祉助成金を橋本財団が実施。

R元8月8日（木）  
山陽新聞 朝刊28面

社会福祉活動  
助成事業募る  
来月から橋本財団  
社会福祉活動を支援  
している公益財団法人

「橋本財団」（岡山市北区野田）は、福祉助成の2020年度対象事業を9月1日から募集する。3年目の今回は応募要件を広げ、複数年度にわたる事業に最大で1500万円を助成する。	何らかの困難があっても豊かに暮らせる「地域共生社会」の実現を目指す事業で、子ども食堂や認知症カフェといった幅広い活動を対象とする。助成額は1件当たり20万〜300万円。事業期間は原則20年4月1日から	1年間で、効果が出るまで一定の期間が必要を取り組みに対応するため、最長で5年間の計画を受け付ける。希望者は10月31日午後5時までに同財団ホームページから申し込む。選考を経て20年3月以降に助成先を決める。問い合わせは財団事務局（086-242-0500）。	同財団は、特別養護老人ホームなど運営する社会福祉法人（岡山市）の橋本俊明理事長（70）が私財を投じて17年4月に設立。これまで54団体に計約5160万円を助成している。（南原久人）
---	--	---	--

岡山で活動されるみなさまへ

2020年度

## 福祉助成金 応募要項

（助成金額）

1件あたり **20万～300万円** までを予定しております。

※5年継続の場合は最高1500万円（300万円×5年）

※助成金額は選考委員会で計画等提出資料を審査、精査のうえ、決定します。

（募集期間・応募方法）

2019年9月1日[日]9時～10月31日[木]17時

※WEB申請のみ

申請は当財団ホームページからのみ受け付けております。

以下、財団ホームページへアクセスのうえ、申請フォームよりご応募ください。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/scholarship/>

（助成の趣旨）

当財団は、岡山県内における身体的・社会的に援助が必要な方への支援をもって、広く社会福祉の増進に寄与していくことを目的に設立いたしました。何らかの困難を抱える人たちが社会から排除されることなく、地域で人と人が繋がりが、ともに生きること自分たちの望む生活を送ることができる **地域共生社会の実現** を心から願っています。この趣旨に賛同し、これを実現するために明確な目的と計画のもと、強い意志を持って継続的に事業・活動を行う皆さんの応募をお待ちしております。



# 生活再建・自立支援ファンドについて(社会福祉協議会基金活用)

## 1.目的

一人ぐらし高齢者、障害者、生活困窮者など課題を抱える個人・世帯を孤立させず、適切なサービスに繋げるため、生活再建や自立等に繋がる必要な手続き等の最初のサービス導入（入口支援）に対し、必要最少限の支出を行う。

## 2.対象者

生活困窮者等でSOSを出さずに、制度利用につながらないままの状態であるような状況で、入口支援等を行えば支援につながる可能性がある世帯。

## 3.具体的な支援内容について

- 生活困窮で障害者手帳が更新切れの障害者が手帳を更新するために必要な費用（病院受診費用、医師の診断書費用等）
  - 病院や施設、相談機関に連れて行くための交通費（タクシー代）
  - ひきこもりを解消するための社会参加や就労に繋がる衣類等の購入費用 など
- ※現金給付は相談機関に行き、支援者には直接給付しない。

## 4.活用にあたっての条件

- 安易な支出を防ぐため、相談支援包括化推進員に相談があったケースで、複合課題ケース検討会において課題としてあがってきた内容について活用できるものとする。
- ただし、緊急の場合、相談支援包括化推進員は市（保健福祉企画総務課）と協議し、関係する複合課題解決アドバイザーに諮った上で活用できるものとする。
- 本人の自立を阻害しないことを前提とし、最初のサービス導入（入口支援）部分のみに限定する。
- 既存のサービスの代替に使うことは不可とする。
- 上限は特に設けないが、1件あたり多くても3万円程度を想定する。

## 5.実施時期

令和元年10月1日から実施（予定）

## 6.原資

社協に寄付され創設された切山基金。（約1億750万円）



# 多機関協働（総合相談支援体制づくり）を進めていくためのポイント （岡山市での実践を元に）

1. 既存の機関を最大限活用できる仕組みを関係課・関係機関とともに検討する。  
⇒**ワーキンググループで現場の声、課題を拾い上げ**、既存の機関がこれまで培ってきた強みを活かす仕組みを構築。
2. 相談支援包括化推進員の役割を明確化する。  
⇒あくまで後方支援をする役割であり、**直接ケースはもたず**、関係機関が個別ケース支援する。
3. **関係課・関係機関同士の顔の見える関係づくり**を大事にする。  
⇒ワーキンググループ、ケース検討会等を通じて、相談支援包括化推進員だけでなく、**関係課・関係機関同士が気軽に相談ができるような関係づくりを行う。**
4. 支援機関に丸投げしない。  
⇒支援機関を**孤立させず**、**相談支援包括化推進員と市が共に動く。**



既存の関係機関とともに動くことでモデル事業予算内  
（人件費 2 ～ 3 名分）での事業実施が可能に